

## 5 大島商船商等専門学校学生会会則

(名称)

第1条 本会は、大島商船高等専門学校学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、大島商船高等専門学校学則及び同学生準則に則り、学校の指導のもとに会員の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、相互の親和と啓発につとめ、もって学生生活の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の教養を向上させること。
- (2) 会員の健康増進及び体育の振興に関すること。
- (3) 会員の福祉、厚生の実進促進に関すること。
- (4) 会員相互の親睦融和を図ること。
- (5) 学校行事への協力及び積極的参加を図ること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、大島商船高等専門学校学生全員をもって構成する。

2 学生は入学と同時に本会の会員となるものとする。

(顧問教員)

第5条 本会に顧問教員を置き、大島商船高等専門学校に勤務する教員をもって充てる。

2 顧問教員は、本会の諸活動の指導助言に当たるものとする。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、次の各号に掲げる権利及び義務を有する。

- (1) 本会の目標達成のため自由に活動すること。
  - (2) 本会の機関に参加するための選挙権及び被選挙権
  - (3) 本会の主催する行事に参加する権利及び義務
  - (4) 本会の会則及び決定事項を守り協力する義務
  - (5) 本会の会費を納入する義務
- 2 会員は、前項に定める権利を乱用し、又は義務を怠るような行為があってはならない。

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 学級会
- (5) 専門委員会
- (6) 監査委員会
- (7) 選挙管理委員会

(定足数及び議決)

第8条 各機関の会議は、別に定めるもののほか当該構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決するものとする。

(総会)

第9条 総会は、本会最高の決議機関で、全会員をもって構成する。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る者とする。

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会にわけらる。

2 定期総会は、原則として年3回5月、10月及び2月に開く。

3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開くことができる。

- (1) 代議員の3分の1以上が必要と認めるとき。
- (2) 前条に定める構成員の3分の1以上が必要と認めるとき。
- (3) 会長が必要と認めるとき。

(総会の招集)

第11条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、総会の3日前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を告示しなければならない。  
(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会則の改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 会費の変更に関すること。
- (5) その他本会の活動に関する重要事項

第13条 総会の議長及び書記は、そのつど会長が指名し、総会において全員の承認を得る。  
(代議員会)

第14条 代議員会は、総会に次ぐ決議機関で、各学級から、選出された代議員2名をもって構成する。  
(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。

- 2 代議員は、再任されることができる。
- 3 補欠の代議員の任期は、前任者の残余期間にする。
- 4 代議員は、任期満了後であっても後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(代議員会の招集)

第16条 代議員会は、議長が招集し原則として毎月1回開催する。ただし、次の各号に掲げる場合は、臨時に代議員会を開催することがある。

(代議員会の議長等)

第17条 代議員会の議長及び副議長は、代議員会において互選する。  
(代議員会の審議事項)

第18条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 執行委員会からの提出事項
- (2) 学級会及び専門委員会からの提出事項
- (3) 総会からの付記事項
- (4) その他代議員会が必要と認めた事項

(執行委員会)

第19条 執行委員会は、本会の執行機関で第28条に定める役員をもって構成する。

(執行委員会の招集)

第20条 執行委員会は、会長が招集し原則として毎月1回開催する。ただし、次の各号に掲げる場合は、臨時に執行委員会を開催することができる。

- (1) 役員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 代議員会の要請があつたとき。

(執行委員会の担当事項)

第21条 執行委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 総会及び代議員会に提出する議案の作成
- (2) 総会及び代議員会における議決事項
- (3) その他本会の運営に必要な事項

(学級会)

第22条 学級会は、本会の活動の基礎組織で代議員等の選出母体となるものとする。

- 2 学級会に学級委員をおき互選によって定め、学級における本会の活動の中心となるものとする。
- 3 学級委員は、毎年4月及び10月に選出する。
- 4 学級委員の任期は、当該学期に属する期間とする。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。
- 5 学級委員は、本会の役員、代議員、監査委員及び選挙管理委員を兼ねることができない。

(専門委員会)

第23条 専門委員会は、本会の文化及び体育に関する活動の専門機関で、かつ執行委員会の補助機関とする。

- 2 専門委員会は、文化委員会及び体育委員会とし、それぞれの委員会に属するクラブ・同好会の代表者をもって構成する。
- 3 文化委員会は、所属クラブ、同好会の連絡調整及び学園祭、その他の文化的行事の企画運営等に当たる

ものとする。

4 体育委員会は、所属クラブ、同好会の連絡調整及びクラスマッチ、その他体育関係行事の企画運営等に当たるものとする。

(クラブ)

第24条 本会に別表に掲げるクラブを置く。

2 クラブは、文化又は体育のいずれかの委員会に所属するものとする。

3 クラブの設置及び廃止は、所属委員会の議を経て代議員会において決定する。

(同好会)

第25条 本会に、前条に定めるクラブのほか同好会を置くことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、同好会に準用する。

3 同好会の経費は、原則として加入者の負担とする。ただし、特別の事由がある場合は、代議員会の議を経て、経費の一部を補助することがある。

(監査委員会)

第26条 監査委員会は、本会の監査機関で第2学年、第3学年及び第4学年の各学級から選出された委員各1名をもって構成し、委員長は委員の互選により定めるものとする。

2 委員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(選挙管理委員会)

第27条 選挙管理委員会は、第28条に定める役員のうち会長及び副会長(以下本条において「会長等」という。)選挙のための管理機関で、各学級から選出された委員各1名で構成し、委員長は委員の互選により定めるものとする。

2 委員の任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

4 委員が会長等の候補者になろうとする時は、委員を退かなければならない。

(役員)

第28条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) クラブ担当委員 2名

(4) 書記 3名

(5) 会計委員 2名

(役員を選任)

第29条 会長及び副会長は、会員(実習課程に在る者を除く)の直接選挙により選出される。

2 クラブ担当委員は専門委員会の文化及び体育の各委員長を充てる。

3 書記及び会計委員は、会長が選出し、代議員会の同意を得るものとする。

(役員の任期)

第30条 役員は任期は1年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。ただし、商船学科の第4学年及び第5学年の者にあつては、席上課程に在る期間とする。

2 補欠の役員は、前任者の残余期間とする。

3 役員は任期満了後であっても、後任者が選出されるまではその業務を執行するものとする。

(役員の仕事)

第31条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表するとともに、書記、会計等の執行委員を任命することができる。また、会長の諮問機関として臨時特別委員会及び審議会を設置することができる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 クラブ担当委員は、本会の文化及び体育に関する活動の企画立案並びに所属クラブの連絡調整に当たる。

4 書記は、総会、代議員会及び執行委員会等の記録の作成保管等本会の庶務を処理する。

5 会計委員は、本会の財政に関すること及び会計事務を処理する。

(経費)

第32条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入金をもって充てる。

(会費)

第33条 会員は会費として、年額9,600円を4月及び10月の2期にそれぞれ4,800円ずつ納入するものとする。ただし、商船学科第5学年にあつては、10月期に翌年9月までの1年分の会費9,600円を納入し

なければならない。

2 会員が休学を許可された場合は、休学当月の翌月(休学の日が月の初日の場合は当月)から復学当月の前月までの会費を免除する。

3 既納の会費は還付しない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第35条 本会の会計監査は、監査委員会が毎会計年度終了後実施し、総会の承認を受けるものとする。

(会則の変更)

第36条 この会則は、代議員会及び総会において、それぞれ3分の2以上の議決を経なければ改正することができない。

第37条 会長、副会長が総会において出席者の3分の2以上をもって不信任の議案を可決されるか、又は信任の議案を否決されたときは罷免される。

2 会長、副会長を除く執行委員は、総会又は代議員会において出席者の3分の2以上をもって不信任の議案を可決されるか、又は信任の議案を否決されたときは罷免される。

3 執行委員は、総会又は代議員会において正当な理由があると認められなければ辞任することができない。

4 執行委員が罷免されたか又は辞任したときは、20日以内に執行委員を選出しなければならない。

5 前項によって選出された執行委員の任期は、前執行委員の残任期間とする。

(細則の委任)

第38条 この会則の実施について必要な細則は代議員会の議を経て会長が定める。

附 則 (附則の一部を省略した。)

この会則は、平成28年4月1日から施行する。